

一般社団法人 島原半島観光連盟

定 款

一般社団法人島原半島観光連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人島原半島観光連盟と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県島原市平成町1番地1に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、島原半島の豊かな自然、食と農、文化、人等の資源を活かした各種事業を展開することで、交流人口の拡大を図りながら、半島地域の活性化に寄与することを目的とする。また、地域における観光客の誘致、観光施設の整備充実、観光資源の開発と併せて、会員相互の連絡調整を図ることを目的に次の事業を行う。

- 1 観光資源の宣伝、紹介及び観光旅行者の誘致促進に関すること。
- 2 第一次産業との連携による体験型観光の推進に関すること。
- 3 地域文化の振興に関すること。
- 4 地域振興のためのイベント等の実施に関すること。
- 5 観光地の環境整備に関すること。
- 6 観光情報の収集及び提供に関すること。
- 7 観光事業に係る調査研究に関すること。
- 8 島原半島の観光振興計画の策定に関すること。
- 9 旅行業法に基づく旅行業。
- 10 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、長崎県内で発行する長崎新聞に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した個人、法人又は団体を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の運営に必要な年会費を納入しなければならない。

(社員資格の喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である法人又は団体が解散したとき。

- (4) 倒産したとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、当法人所定の様式による退社届を会長に提出することにより退社することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告し、所定の様式による退社届を提出するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合において、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与える。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、長崎県島原市又は雲仙市若しくは南島原市において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から請求があった場合、又は理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して書面にて発する。

(総会の決議事項)

第14条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他当法人の運営に関する重要事項

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(書面表決等)

第 18 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において表決を委任した社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長が、署名、押印しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の設定等)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 20 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、副会長 5 名以内を理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第 22 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、その業務を執行する。

3 理事は、理事会を構成する。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解任)

第 25 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合において、当該社員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与える。

(報酬等)

第 26 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除)

第 27 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定期社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(剰余金)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第40条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員及び会長が必要と認める者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 43 条 設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所
		氏名 石田 直樹
	2	住所
		氏名 大場 正文
	3	住所
		氏名 山下 浩一
	4	住所
		氏名 楠田 喜熊

(法令の準拠)

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(承継)

第 45 条 この法人の設立とともに、従来任意団体島原半島観光連盟（長崎県雲仙市小浜町北本町 1 4 番 3 9 号）の会員・財産・業務その他一切の権利義務は、この法人が承継する。

(施行日)

第 46 条 この定款は、当法人成立の日から施行する。

附則

この定款は、平成 22 年 5 月 7 日から施行する。

附則

この定款は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この定款は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。